

発議案第2号

天理市議会会議規則の一部改正について

天理市議会会議規則の一部を次のように改正しようとする。

平成20年9月24日提出

天理市議会議員	中	田	景	士
〃		大	橋	基之
〃		廣	井	洋司
〃		堀	田	佳照
〃		佐々	岡	典雅
〃		平	井	守

天理市議会会議規則の一部を改正する規則

天理市議会会議規則（昭和31年10月天理市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中

「

第14章 議員の派遣（第114条の2）
第15章 会議録（第115条—第118条） を
第16章 補則（第119条）

」

「

第14章 協議又は調整を行うための場（第115条）
第15章 議員の派遣（第116条） に改める。
第16章 会議録（第117条—第120条）
第17章 補則（第121条）

」

第16章中第119条を第121条とし、同章を第17章とする。

第15章中第118条を第120条とし、第115条から第117条までを2条ずつ繰り下げ、同章を第16章とする。

第114条の2第1項中「第100条第12項」を「第100条第13項」に改め、第14章中同条を第116条とし、同章を第15章とする。

第13章の次に次の1章を加える。

第14章 協議又は調整を行うための場

(協議又は調整を行うための場)

第115条 法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を別表のとおり設ける。

2 前項で定めるもののほか、協議等の場を臨時に設けようとするときは、議会の議決でこれを決定する。

3 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員、招集権者及び期間を明らかにしなければならない。

4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第115条関係）

名 称	目 的	構 成 員	招 集 権 者
全 体 協 議 会	議案の審査又は議会の運営に関する協議又は調整	全議員	議長
幹 事 長 会	会派間の意見調整その他議会運営上必要と認める事項についての協議又は調整	議長、副議長、幹事長及び副幹事長	議長
議 会 広 報 編 集 委 員 会	議会広報及び議会ホームページの編集に係る必要事項の協議	議会広報編集委員会委員	議会広報編集委員会委員長

附 則

この規則は、公布の日から施行する。